

国立大学法人富山大学役員規則

平成17年10月18日制定

平成25年3月26日改正

平成27年3月25日改正

令和2年3月25日改正

令和4年3月22日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則（平成17年10月1日制定）第20条第4項の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本法人」という。）の役員である、学長、理事及び監事に関し、必要な事項を定める。

(学長)

第2条 学長は、富山大学の校務をつかさどり職員を統督するとともに、本法人を代表し、本法人の最高責任者として、その業務を総理する。

2 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、富山大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、国立大学法人富山大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が選考し、文部科学大臣に申し出るものとする。

3 学長の任命は、前項の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

4 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き8年を超えることはできない。

5 学長の選考手続きに関しては、別に定める。

(理事)

第3条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、富山大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が選考し、任命する。

3 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

4 学長は、第2項の選考を行うに際しては、現に本法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が2人以上含まれるようにしなければならない。

5 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日を超えることができない。

6 理事に欠員を生じた場合の後任の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の人数)

第4条 国立大学法人富山大学学則第19条に規定する理事の人数の最大数を置く場合は、1人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を含まなければならない。

（監事）

第5条 監事は、本法人の業務を監査する。

- 2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。
- 3 監事は、文部科学大臣が任命する。
- 4 監事の任命に当たっては、少なくとも1人を常勤とし、学外者が含まれるようにしなければならない。
- 5 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の欠格条項）

第6条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事となることができる。

（役員の解任）

第7条 文部科学大臣又は学長は、それぞれの任命に係る役員が前条に規定する欠格条項に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は学長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

（1）心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反があるとき。

- 3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれの任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、その役員を解任することができる。
- 4 学長選考・監察会議は、学長が前2項に該当するおそれがあると認める時は、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。
- 5 学長の解任は、学長選考・監察会議の申出により行うものとする。
- 6 学長は、第1項から第3項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(報酬等)

第8条 役員に係る報酬，退職手当及び服務に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この規則は，平成17年10月18日から施行し，平成17年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行後最初に任命される学長の任期は，第2条第3項本文の規定にかかわらず平成21年3月31日までとし，その任期を満了したときの第2条第3項ただし書の6年の計算に当たっては4年を経過したものとみなす。

附 則

この規則は，平成25年3月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において監事であった者の任期は，第4条第4項の規定にかかわらず平成27年9月30日までとする。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。